

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪女学院（以下「学院」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員」という。）に対する報酬の支給について定める。

(役員の種類)

第2条 この規程による役員とは、学院の寄附行為に定める理事、監事及び評議員をいい、学院の職員の身分を有するものは除く。

(役員報酬の種類)

第3条 役員報酬の種類は、報酬月額、会議出席の謝礼及び交通費とする。

(報酬等)

第4条 常勤役員の種類は次のとおりとする。

- (1) 理事長 900,000円
- (2) 副理事長 800,000円
- (3) 常務理事 750,000円
- (4) 学院長 300,000円

ただし、これらの報酬は財政状況を勘案して変動させることができる。

2 常勤役員が学院職員の身分を有する場合は、学院の規程による支給を行う。

3 非常勤の理事及び監事の会議出席に関する謝礼は、一日につき20,000円とする。

4 非常勤の評議員の会議出席に関する謝礼は、一日につき10,000円とする。

5 非常勤の理事、監事及び評議員が行事（中学校・高等学校の卒業礼拝及び入学礼拝、大学・短期大学の学位授与式及び入学式、文化祭、大学祭等）に出席する場合、謝礼を支給しない。

(交通費)

第5条 会議に出席する理事、監事及び評議員に対して、交通費の実費を支給する。ただし、会議出席のための距離が200キロメートル以上ある場合、グリーン車料金を適用することができる。

2 理事長、副理事長、常務理事、学院長が出勤のために要する交通費は、最も合理的に計算した実費を支給する。

(報酬等の支払)

第6条 常勤の役員報酬は、本人が指定する銀行口座に振り込むものとし、毎月18日を支給日とする。ただし、支給日が金融機関の休業日に当たる場合は、その前日に繰り上げるものとする。

2 法令又は規程に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、報酬からその金額を控除して支払うものとする。

3 非常勤の理事、監事及び評議員の会議出席に関する謝礼及び交通費は、会議開催後3週間以内に、本人の指定する銀行口座に振り込むものとする。

(役員の出張)

第7条 役員が学院の業務のために出張する場合は、原則として、学院の旅費規程及び海外旅費規程を適用する。

(役員の賞与)

第8条 役員に対する賞与は支給しない。

(役員の退職金)

第9条 役員に対する退職金は支給しない。

2 役員が退職に当たり、特別な功労があった場合、理事会の決議により、功労金を支給することができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学院運営会議及び評議員会の議を経て理事会が行う。

附 則

1 この規程は、2012年4月1日から施行する。

2 この規程は、2020年4月1日から施行する。